

労働安全衛生規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（名称等を表示すべき危険物及び有害物）</p> <p>第三十条 令第十八条第三十九号の厚生労働省令で定める物は、別表第二の上欄に掲げる物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物及び同表の備考欄に掲げる物を除く。）とする。</p> <p>第三十一条 令第十八条第四十号の厚生労働省令で定める物は、次に掲げる物とする。</p> <p>一 ジクロロベンジジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、ジクロロベンジジン及びその塩の含有量が重量の一パーセントであるもの</p> <p>二 アルファーナフチルアミン及びその塩を含有する製剤その他の物で、アルファーナフチルアミン及びその塩の含有量が重量の一パーセントであるもの</p> <p>三 塩素化ビフェニル（別名PCB）を含有する製剤その他の物で、塩素化ビフェニルの含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下であるもの</p> <p>四 オルトトリジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、オルトトリジン及びその塩の含有量が重量の一パーセントであるもの</p>	<p>（名称等を表示すべき有害物）</p> <p>第三十条 令第十八条第三十九号の厚生労働省令で定める物は、別表第二に掲げる物とする。</p>

五 ジアニシジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、ジアニシジン及びその塩の含有量が重量の一パーセントであるもの

六 ベリリウム及びその化合物を含有する製剤その他の物で、ベリリウム及びその化合物の含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下（合金にあつては、〇・一パーセント以上三パーセント以下）であるもの

七 ベンゾトリクロリドを含有する製剤その他の物で、ベンゾトリクロリドの含有量が重量の〇・一パーセント以上〇・五パーセント以下であるもの

第三十二条 (略)

第三十三条 (略)

第三十四条 (略)

(名称等を通知すべき危険物及び有害物)

第三十四条の二 令別表第九第六百三十四号の厚生労働省令で定める物は、別表第二の二の上欄に掲げる物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物及び同表の備考欄に掲げる物を除く。）とする。

第三十四条の二の二 令別表第九第六百三十五号の厚生労働省令で定める物は、次に掲げる物とする。

一 ジクロロベンジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、

第三十一条 (略)

第三十二条及び第三十三条 削除

第三十四条 (略)

第三十四条の二 (略)

(名称等を通知すべき有害物)

第三十四条の二の二 令別表第九第六百三十一号の厚生労働省令で定める物は、同表第一号から第六百三十号までに掲げる物をその重量の一パーセント（ベンゼンにあつては、容量の一パーセント）を超えて含有する製剤その他の物とする。

ジクロロベンジン及びその塩の含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下であるもの

二 アルファーナフチルアミン及びその塩を含有する製剤その他の物で、アルファーナフチルアミン及びその塩の含有量が重量の一パーセントであるもの

三 塩素化ビフェニル（別名PCB）を含有する製剤その他の物で、塩素化ビフェニルの含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下であるもの

四 オルトトリジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、オルトトリジン及びその塩の含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下であるもの

五 ジアニシジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、ジアニシジン及びその塩の含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下であるもの

六 ベリリウム及びその化合物を含有する製剤その他の物で、ベリリウム及びその化合物の含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下（合金にあつては、〇・一パーセント以上三パーセント以下）であるもの

七 ベンゾトリクロリドを含有する製剤その他の物で、ベンゾトリクロリドの含有量が重量の〇・一パーセント以上〇・五パーセント以下であるもの

第三十四条の二の六 法第五十七条の二第二項第二号の事項のうち、成分の含有量については、令別表第三第一号1から7までに掲げる物及び令別表第九第一号から第六百三十三号までに掲げる物ごとに重量パーセントを通知しなければならない。この場合における重量パーセントの通知は、十パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもつて行うことができる。

第三十四条の二の六 法第五十七条の二第二項第二号の事項のうち、成分の含有量については、令別表第三第一号1から7までに掲げる物及び令別表第九第一号から第六百三十号までに掲げる物ごとに重量パーセント（ベンゼンにあつては、容量パーセント）を通知しなければならない。この場合における重量パーセント（ベンゼンにあつては、容量パーセント）の通知は、十パーセント未満の端数を切

第九十五条の三の二 法第九十六条の二第五項において準用する法第九十一条第三項の証票は、様式第二十一号の二の三によるものとする。

別表第二（第三十条関係）

物	含有量 (重量パーセント)
アクリルアミド	〇・一パーセント未満
アクリロニトリル	一パーセント未満
アセトン	一パーセント未満
アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。）	一パーセント未満
イソブチルアルコール	一パーセント未満
イソプロピルアルコール	一パーセント未満
イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）	一パーセント未満
エチルアミン	一パーセント未満
エチルエーテル	一パーセント未満
エチレンイミン	〇・一パーセント未満
エチレンオキシド	〇・一パーセント未満
エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）	〇・三パーセント未満
エチレングリコールモノエチルエーテル	〇・三パーセント未満
ルアセテート（別名セロソルブアセテ	〇・三パーセント未満

り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもつて行うことができる。

別表第二（第三十条関係）

- 一 アクリルアミドを含有する製剤その他の物。ただし、アクリルアミドの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。
- 二 アクリロニトリルを含有する製剤その他の物。ただし、アクリロニトリルの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。
- 三 アセトンを含有する製剤その他の物。ただし、アセトンの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。
- 四 アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。以下この号において同じ。）を含有する製剤その他の物。ただし、アルキル水銀化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。
- 五 イソブチルアルコールを含有する製剤その他の物。ただし、イソブチルアルコールの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。
- 六 イソプロピルアルコールを含有する製剤その他の物。ただし、イソプロピルアルコールの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。
- 七 イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）を含有する製剤その他の物。ただし、イソペンチルアルコールの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

エチレングリコールモノノールマルブチルエーテル(別名ブチルセロソルブ)	一パーセント未満
エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)	○・三パーセント未満
塩化ビニル	○・一パーセント未満
オーラミン	一パーセント未満
オルトジクロルベンゼン	一パーセント未満
オルトフタロジニトリル	一パーセント未満
過酸化水素	一パーセント未満
カドミウム化合物	○・一パーセント未満
キシレン	○・三パーセント未満
クレゾール	一パーセント未満
クロム酸又はクロム酸塩	○・一パーセント未満
クロルベンゼン	一パーセント未満
クロロホルム	一パーセント未満
クロロメチルメチルエーテル	○・一パーセント未満
五酸化バナジウム	○・一パーセント未満
コールタール	○・一パーセント未満
酢酸イソブチル	一パーセント未満
酢酸イソプロピル	一パーセント未満
酢酸イソペンチル(別名酢酸イソアミル)	一パーセント未満
酢酸エチル	一パーセント未満
酢酸ノルマルブチル	一パーセント未満
酢酸ノルマルプロピル	一パーセント未満
酢酸ノルマルペンチル(別名酢酸ア	一パーセント未満

- 二の五 エチルエーテルを含有する製剤その他の物。ただし、エチルエーテルの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。
- 三 エチレンイミンを含有する製剤その他の物。ただし、エチレンイミンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。
- 三の二 エチレンオキシドを含有する製剤その他の物。ただし、エチレンオキシドの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。
- 三の三 エチレングリコールモノエチルエーテル(別名セロソルブ)を含有する製剤その他の物。ただし、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテートの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。
- 三の四 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名セロソルブアセテート)を含有する製剤その他の物。ただし、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテートの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。
- 三の五 エチレングリコールモノノールマルブチルエーテル(別名ブチルセロソルブ)を含有する製剤その他の物。ただし、エチレングリコールモノノールマルブチルエーテルの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。
- 三の六 エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)を含有する製剤その他の物。ただし、エチレングリコールモノメチルエーテルの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。
- 四 塩化ビニルを含有する製剤その他の物。ただし、塩化ビニルの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。
- 五 オーラミンを含有する製剤その他の物。ただし、オーラミンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。
- 五の二 オルトジクロルベンゼンを含有する製剤その他の物。た

ミル)	
酢酸メチル	一パーセント未満
三酸化砒素	〇・一パーセント未満
次亜塩素酸カルシウム	一パーセント未満
四アルキル鉛	一
シアン化カリウム	一パーセント未満
シアン化ナトリウム	一パーセント未満
四塩化炭素	一パーセント未満
一・四―ジオキサン	一パーセント未満
シクロヘキサノール	一パーセント未満
シクロヘキサノン	一パーセント未満
一・二―ジクロロエタン (別名二塩化エチレン)	一パーセント未満
一・二―ジクロロエチレン (別名二塩化アセチレン)	一パーセント未満
ジクロルメタン (別名二塩化メチレン)	一パーセント未満
三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタン	〇・一パーセント未満
N・N―ジメチルホルムアミド	〇・三パーセント未満
臭化メチル	一パーセント未満
重クロム酸又は重クロム酸塩	〇・一パーセント未満
硝酸アンモニウム	一
水銀又は無機水銀化合物 (硫化水銀を除く。)	〇・三パーセント未満
スチレン	〇・三パーセント未満
一・一・二・二―テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン)	一パーセント未満

だし、オルト―ジクロルベンゼンの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

六| オルト―フタロジニトリルを含有する製剤その他の物。ただし、オルト―フタロジニトリルの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

七| カドミウム化合物を含有する製剤その他の物。ただし、カドミウム化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

七の二| キシレンを含有する製剤その他の物。ただし、キシレンの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

七の三| クレゾールを含有する製剤その他の物。ただし、クレゾールの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

八| クロム酸又はクロム酸塩を含有する製剤その他の物。ただし、クロム酸又はクロム酸塩の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

八の二| クロルベンゼンを含有する製剤その他の物。ただし、クロルベンゼンの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

九| クロロホルムを含有する製剤その他の物。ただし、クロロホルムの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

九の二| クロロメチルメチルエーテルを含有する製剤その他の物。ただし、クロロメチルメチルエーテルの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

九の三| 五酸化バナジウムを含有する製剤その他の物。ただし、五酸化バナジウムの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

九の四| コールタールを含有する製剤その他の物。ただし、コールタールの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

九の五| 酢酸イソブチルを含有する製剤その他の物。ただし、酢酸イソブチルの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

テトラクロルエチレン（別名パークロ ルエチレン）	○・一パーセント未満
テトラヒドロフラン	一パーセント未満
一・一・一トリクロルエタン	一パーセント未満
トリクロルエチレン	○・一パーセント未満
トリレンジイソシアネート	一パーセント未満
トルエン	○・三パーセント未満
鉛化合物（令第十八条第二十四号に掲 げる鉛化合物をいう。）	○・一パーセント未満
ニツケルカルボニル	○・一パーセント未満
ニトログリセリン	＝
ニトロセルロース	＝
二硫化炭素	○・三パーセント未満
ノルマルヘキサン	一パーセント未満
パラジメチルアミノアゾベンゼン	一パーセント未満
パラニトロクロルベンゼン	一パーセント未満
ピクリン酸	＝
フェノール	○・一パーセント未満
一・三・ブタジエン	○・一パーセント未満
一・ブタノール	一パーセント未満
二・ブタノール	一パーセント未満
弗化水素	一パーセント未満
ベータープロピオラクトン	○・一パーセント未満
ベンゼン	○・一パーセント未満
ペンタクロルフェノール（別名PCP ）又はそのナトリウム塩	○・三パーセント未満
ホルムアルデヒド	○・一パーセント未満
マゼンタ	○・一パーセント未満

- 九の六 酢酸イソプロピルを含有する製剤その他の物。ただし、酢酸イソプロピルの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。
- 九の七 酢酸イソペンチル（別名酢酸イソアミル）を含有する製剤その他の物。ただし、酢酸イソペンチルの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。
- 九の八 酢酸エチルを含有する製剤その他の物。ただし、酢酸エチルの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。
- 九の九 酢酸ノルマルブチルを含有する製剤その他の物。ただし、酢酸ノルマルブチルの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。
- 九の十 酢酸ノルマルプロピルを含有する製剤その他の物。ただし、酢酸ノルマルプロピルの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。
- 九の十一 酢酸ノルマルペンチル（別名酢酸アミル）を含有する製剤その他の物。ただし、酢酸ノルマルペンチルの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。
- 九の十二 酢酸メチルを含有する製剤その他の物。ただし、酢酸メチルの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。
- 十 三酸化砒素を含有する製剤その他の物。ただし、三酸化砒素の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。
- 十一 四アルキル鉛を含有する製剤その他の物。ただし、加鉛ガソリンを除く。
- 十二 シアン化カリウムを含有する製剤その他の物。ただし、シアン化カリウムの含有量が五パーセント以下のものを除く。
- 十三 シアン化ナトリウムを含有する製剤その他の物。ただし、シアン化ナトリウムの含有量が五パーセント以下のものを除く。
- 十四 四塩化炭素を含有する製剤その他の物。ただし、四塩化炭素

メタノール	○・三パーセント未満
メチルイソブチルケトン	一パーセント未満
メチルエチルケトン	一パーセント未満
メチルシクロヘキサノール	一パーセント未満
メチルシクロヘキサノン	一パーセント未満
メチルノルマルブチルケトン	一パーセント未満
沃化メチル	一パーセント未満
硫化水素ナトリウム	一パーセント未満
硫化ナトリウム	一パーセント未満
硫酸ジメチル	○・一パーセント未満
備考 名称等を表示すべき危険物及び有害物から除かれる物	
一 四アルキル鉛を含有する製剤その他の物のうち、加鉛ガソリン	
二 ニトログリセリンを含有する製剤その他の物のうち、九十八パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化したものであつて、ニトログリセリンの含有量が一パーセント未満のもの	

の含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

十四の二 一・四―ジオキサンを含有する製剤その他の物。ただし、一・四―ジオキサンの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

十四の三 シクロヘキサノールを含有する製剤その他の物。ただし、シクロヘキサノールの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

十四の四 シクロヘキサノン含有する製剤その他の物。ただし、シクロヘキサノンの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

十四の五 一・二―ジクロルエタン（別名二塩化エチレン）を含有する製剤その他の物。ただし、一・二―ジクロルエタンの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

十四の六 一・二―ジクロルエチレン（別名二塩化アセチレン）を含有する製剤その他の物。ただし、一・二―ジクロルエチレンの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

十四の七 ジクロルメタン（別名二塩化メチレン）を含有する製剤その他の物。ただし、ジクロルメタンの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

十四の八 三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタンを含有する製剤その他の物。ただし、三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十四の九 N・N―ジメチルホルムアミドを含有する製剤その他の物。ただし、N・N―ジメチルホルムアミドの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

十五 臭化メチルを含有する製剤その他の物。ただし、臭化メチルの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十六 重クロム酸又は重クロム酸塩を含有する製剤その他の物。ただし、重クロム酸又は重クロム酸塩の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十七 水銀又は無機水銀化合物（硫化水銀を除く。以下この号において同じ。）を含有する製剤その他の物。ただし、水銀又は無機水銀化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十七の二 スチレンを含有する製剤その他の物。ただし、スチレンの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

十八 一・一・二・二—テトラクロルエタン（別名四塩化アセチレン）を含有する製剤その他の物。ただし、一・一・二・二—テトラクロルエタンの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

十九 テトラクロルエチレン（別名パークロルエチレン）を含有する製剤その他の物。ただし、テトラクロルエチレンの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

十九の二 テトラヒドロフランを含有する製剤その他の物。ただし、テトラヒドロフランの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

二十 一・一・一—トリクロルエタンを含有する製剤その他の物。ただし、一・一・一—トリクロルエタンの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

二十一 トリクロルエチレンを含有する製剤その他の物。ただし、トリクロルエチレンの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

二十二 トリレンジイソシアネートを含有する製剤その他の物。ただし、トリレンジイソシアネートの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十三 トルエンを含有する製剤その他の物。ただし、トルエンの

含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

二十四 鉛化合物（令第十八条第二十四号に掲げる鉛化合物をいう。以下この号において同じ。）を含有する製剤その他の物。ただし、鉛化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十五 ニツケルカルボニルを含有する製剤その他の物。ただし、ニツケルカルボニルの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十六 二硫化炭素を含有する製剤その他の物。ただし、二硫化炭素の含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

二十七 ノルマルヘキサンを含有する製剤その他の物。ただし、ノルマルヘキサンの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

二十八 パラジメチルアミノアズベンゼンを含有する製剤その他の物。ただし、パラジメチルアミノアズベンゼンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十九 パラニトロクロルベンゼンを含有する製剤その他の物。ただし、パラニトロクロルベンゼンの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

三十 フェノールを含有する製剤その他の物。ただし、フェノールの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

三十一 一ブタノールを含有する製剤その他の物。ただし、一ブタノールの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

三十二 二ブタノールを含有する製剤その他の物。ただし、二ブタノールの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

三十三 弗化水素を含有する製剤その他の物。ただし、弗化水素の含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

三十一 ベータープロピオラクトン含有する製剤その他の物。ただし、ベータープロピオラクトンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

三十二 ベンゼンを含有する製剤その他の物。ただし、ベンゼンの含有量が容量の一パーセント以下のものを除く。

三十三 ペンタクロルフエノール(別名PCP)又はそのナトリウム塩を含有する製剤その他の物。ただし、ペンタクロルフエノールの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

三十四 ホルムアルデヒドを含有する製剤その他の物。ただし、ホルムアルデヒドの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

三十五 マゼンタを含有する製剤その他の物。ただし、マゼンタの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

三十六 メタノールを含有する製剤その他の物。ただし、メタノールの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

三十六の二 メチルイソブチルケトン含有する製剤その他の物。ただし、メチルイソブチルケトンの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

三十六の三 メチルエチルケトン含有する製剤その他の物。ただし、メチルエチルケトンの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

三十六の四 メチルシクロヘキサノール含有する製剤その他の物。ただし、メチルシクロヘキサノールの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

三十六の五 メチルシクロヘキサノン含有する製剤その他の物。ただし、メチルシクロヘキサノンの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

三十六の六 メチルノルマルブチルケトン含有する製剤その